＜Ｒ７版＞

保存版

非常変災時その他緊急事態における措置について（お知らせ）

警報が発令される気象状況等の場合には、下記のように措置いたしますので、ご理解の上ご協力くださいますようお願いいたします。

下記内容は、本校ホームページ http://www.otsu.ed.jp/fuzimi-e/にも掲載しております。

午前７時において**滋賀県南部（近江南部　大津市南部）**に

「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および

「暴風を含む警報」が発令中の場合は、**臨時休校**となります。

＊午前７時現在、特別警報および暴風警報・暴風雨警報・暴風雨洪水警報等の暴風を含む警報が発令されている場合は、自動的に臨時休校となります。

午前７時のテレビ放送やラジオ放送を視聴して確かめてください。

＊**学校からの連絡はありません。**

＊午前７時現在では、特別警報および暴風を含む警報が発令されていたが、通常の登校時間までに警報が解除された場合もそのまま臨時休校となります。

＊午前７時までに特別警報および暴風を含む警報が解除された場合は、通常通り登校させてください。ただし、通学路等の状況から、災害等の危険が予想される場合は、学校より始業時刻の繰り下げや臨時休校の連絡をいたします。連絡がない限り登校させてください。

＊登校後に特別警報および暴風を含む警報が発令された場合は、終業時刻を繰り上げて下校させます。

＊なお、**暴風を含まない警報**（大雨警報・洪水警報・大雪警報等）が発令された場合は、学校から臨時休校や始業時刻の繰り下げ等の連絡がない限り**登校**させてください。

＊登校の場合は、通学路付近のみぞ、川が増水していて危険な場合がありますので、十分注意して登校するよう声かけをお願いします。

＜その他＞

熱中症　**午後２時頃、滋賀県に翌日の熱中症特別警戒アラート**が出された場合、当該の日は臨時休校となります。

地震　前日、**児童が下校してから当日の午前７時までの間**（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において**震度５弱以上**を観測した場合は、その日は臨時休校となります。

武力攻撃事態等　前日、**児童が下校してから当日の午前７時までの間**（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休校となります。

雷や大雨、強風等の非常変災に伴って、急遽、登校時刻や下校時刻の変更、休校や引渡し等の措置をとることも考えられます。その際は、「連絡アプリ tetoru」等を活用してお知らせしますので、ご確認ください。子どもたちが安全に登下校できますようご理解・ご協力をお願いいたします。